

社会福祉法人旭川荘

定 款

(平成 29 年 10 月 27 日)

社 会 福 祉 法 人
旭 川 荘

社会福祉法人 旭川荘
定款

法人設立厚生大臣認可 昭和 34 年 4 月 1 日
(法人設立登記 昭和 34 年 4 月 24 日)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- ア 乳児院の経営
- イ 障害児入所施設の経営
- ウ 児童心理治療施設の経営
- エ 特別養護老人ホームの経営
- オ 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ア 障害児通所支援事業の経営
- イ 障害児相談支援事業の経営
- ウ 放課後児童健全育成事業の経営
- エ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の経営
- オ 老人居宅介護等事業の経営
- カ 老人短期入所事業の経営
- キ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- ク 老人デイサービスセンターの経営
- ケ 老人介護支援センターの経営
- コ 障害福祉サービス事業の経営
- サ 一般相談支援事業の経営
- シ 特定相談支援事業の経営
- ス 地域活動支援センターの経営
- セ 身体障害者の更生相談に応ずる事業の経営
- ソ 知的障害者の更生相談に応ずる事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人旭川荘という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正

に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岡山県岡山市北区祇園866番地に置く。

- 2 前項のほか、従たる事務所を次の所在地に置く。

- (1) 愛媛県北宇和郡鬼北町永野市1607番地
- (2) 岡山県高梁市川上町地頭2337番地の1
- (3) 岡山県岡山市東区西大寺浜450番地1
- (4) 岡山県岡山市北区平田407番地

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員15名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任委員会において行う。

- 2 評議員選任委員会は、監事1名、職員2名、外部委員2名の合計5名で構成し、理事会において選任する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任委員会の運営については、理事会において別に定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、出席した外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の召集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選で定める。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員の内から選出された議事録署名人2人がこれに記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員等

(役員及び会計監査人の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、12名以内を業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第18条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(副理事長等)

第21条 理事長は、理事会の同意を得て、理事のうち若干名を副理事長に、若干名を専務理事に、若干名を常務理事に指名することができる。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。
- 4 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を掌理する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第23条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第24条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会

計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に召集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第26条 理事及び監事には、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第27条 この法人に、職員を置く。

2 職員のうち若干名を参与とすることができる。

3 参与及びこの法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

4 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(名誉理事長及び荘長)

第28条 この法人に名誉理事長及び荘長を置くことができる。

2 名誉理事長及び荘長は、理事会の決議を経て、理事長が推戴する。

3 名誉理事長は、この法人の業務を総覧する。

4 荘長は、この法人の業務を総括する。

(顧問)

第29条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 法令又はこの定款により理事会の権限とされている事項

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会に議長を置き、理事長が議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席

し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表1、別表2、別表3及び別表4に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第44条第1項各号に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、岡山県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岡山県知事の承認は必要としない。

- （1） 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- （2） 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 医療法に規定する病院及び診療所の経営
- (2) 老人福祉法に規定する有料老人ホームの経営

- (3) 介護保険法に規定する介護老人保健施設の経営
- (4) 介護保険法に規定する訪問看護事業（介護予防訪問看護事業）の経営
- (5) 健康保険法に規定する訪問看護事業の経営
- (6) 介護保険法に規定する居宅介護支援事業の経営
- (7) 障害者の自立と社会参加を促進する施設の経営
- (8) 地域の連携・交流を促進する施設の経営
- (9) 医療福祉に関する国際交流事業の経営

2 前項の事業に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第45条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 支部

(支部)

第46条 第4条第2項に定める従たる事務所に本法人の支部を置き、それぞれ社会福祉法人旭川荘愛媛支部、社会福祉法人旭川荘備中支部、社会福祉法人旭川荘備前支部及び社会福祉法人旭川荘ひらた支部と称する。

2 支部に支部長を置き、支部長は、理事長が理事会の同意を得て理事の中から指名し、支部業務を掌理する。

(担任事項)

第47条 支部は、第1条及び第42条の事業を行うため、支部に属する施設を管理し、事業の実施を担当する。

2 支部は、理事会の定める規程の範囲内において、その組織及び前項の実施のため必要な要綱を定めることができる。

第9章 地域運営協議会

(地域運営協議会)

第48条 この法人の地域の施設運営等について、地域の意見を聞くため、地域運営協議会を置く。

2 地域運営協議会は、祇園地域、愛媛地域、高梁・真庭地域、備前地域及びひらた地域に設置するものとする。

3 地域運営協議会の委員は、各地域とも5名以上10名以内とする。

4 地域運営協議会の委員は、次の各号に掲げる者から理事長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

5 地域運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、理事会で別に定めるところによる。

第10章 解散

(解散)

第49条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第51条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第52条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岡山県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岡山県知事に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、社会福祉法人旭川荘の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第54条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（昭和33年8月6日社会福祉法人旭川荘設立総会で議決）

この定款は、厚生大臣の認可の日（昭和34年4月1日）から施行する。

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 川 崎 祐 宣

理 事 伊原木 伍 朗

” 林 原 一 郎

” 蜂 谷 堅

” 星 島 義兵衛

” 谷 口 久 吉

” 高 原 滋 夫

” 村 上 栄

” 大 本 百 松

” 黒 住 宗 和
” 前 五三郎
” 小 寺 正 志
” 小 林 鋭 二
” 更 井 良 夫
” 守 分 十
監 事 蜂 谷 初四郎
” 分 島 年
” 安 井 源 吾

(定 款 の 改 正 経 過)

附 則 (昭和 40 年 4 月 14 日理事会で議決)
この定款は、昭和 40 年 4 月 14 日から施行する。

附 則 (昭和 42 年 4 月 24 日理事会で議決)
この定款は、昭和 42 年 4 月 24 日から施行する。

附 則 (昭和 42 年 9 月 13 日理事会で議決)
この定款は、昭和 42 年 9 月 13 日から施行する。

附 則 (昭和 43 年 3 月 27 日理事会で議決)
この定款は、昭和 43 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (昭和 44 年 8 月 27 日理事会で議決)
この定款は、昭和 44 年 8 月 27 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 3 月 18 日理事会で議決)
この定款は、昭和 45 年 3 月 18 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 6 月 24 日理事会で議決)
この定款は、昭和 45 年 6 月 24 日から施行する。

附 則 (昭和 46 年 3 月 24 日理事会で議決)
この定款は、昭和 46 年 3 月 24 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 8 月 23 日理事会で議決)
この定款は、昭和 47 年 8 月 23 日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 3 月 27 日理事会で議決)
この定款は、昭和 48 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 3 月 27 日理事会で議決)
この定款は、昭和 49 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 3 月 26 日理事会で議決)
この定款は、昭和 50 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 1 月 23 日理事会で議決)
この定款は、昭和 51 年 1 月 23 日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 3 月 26 日理事会で議決)

この定款は、昭和 51 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 1 月 21 日理事会で議決)

この定款は、昭和 52 年 1 月 21 日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 9 月 13 日理事会で議決)

この定款は、昭和 52 年 9 月 13 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 3 月 28 日理事会で議決)

この定款は、昭和 53 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 3 月 30 日理事会で議決)

この定款は、昭和 54 年 3 月 30 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 3 月 28 日理事会で議決)

この定款は、昭和 55 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 30 日理事会で議決)

この定款は、昭和 57 年 3 月 30 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 3 月 29 日理事会で議決)

この定款は、昭和 58 年 3 月 29 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 3 月 27 日理事会で議決)

この定款は、昭和 59 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 3 月 18 日理事会で議決)

この定款は、昭和 60 年 3 月 18 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 3 月 17 日理事会で議決)

この定款は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 1 号ケの改正規定は、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 62 年 5 月 19 日理事会で議決)

この定款は、昭和 62 年 5 月 19 日から施行し、昭和 62 年 3 月 31 日から適用する。

附 則 (昭和 62 年 9 月 29 日理事会で議決)

この定款は、昭和 62 年 9 月 29 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 5 月 16 日理事会で議決)

この定款は、昭和 63 年 5 月 16 日から施行し、岡山県知事の認可を受けた日から適用する。

附 則 (昭和 63 年 10 月 18 日理事会で議決)

この定款は、昭和 63 年 10 月 18 日から施行し、岡山県知事の認可を受けた日から適用する。

附 則 (平成元年 3 月 23 日理事会で議決)

この定款は、平成元年 3 月 23 日から施行し、岡山県知事の認可を受けた日から適用する。

附 則 (平成 2 年 5 月 24 日理事会で議決)

この定款は、平成 2 年 5 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 5 月 28 日理事会で議決)

この定款は、平成 3 年 5 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 10 月 15 日理事会で議決)

この定款は、平成 3 年 10 月 15 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成4年3月17日理事会で議決）

この定款は、平成4年3月17日から施行する。

附 則（平成4年5月27日理事会で議決）

この定款は、平成4年5月27日から施行する。

附 則（平成5年3月16日理事会で議決）

この定款は、平成5年3月16日から施行する。

附 則（平成5年5月20日理事会で議決）

この定款は、平成5年5月20日から施行する。

附 則（平成6年3月18日理事会で議決）

この定款は、平成6年3月18日から施行し、平成6年4月1日から適用する。ただし、改正後の第1条第2号キの規定は、平成6年3月1日から適用する。

附 則（平成6年5月19日理事会で議決）

この定款は、平成6年5月19日から施行する。

附 則（平成6年10月5日理事会で議決）

この定款は、平成6年10月5日から施行する。

附 則（平成7年3月22日理事会で議決）

この定款は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月3日理事会で議決）

この定款は、平成7年10月3日から施行する。

附 則（平成8年3月29日理事会で議決）

この定款は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月27日理事会で議決）

この定款は、平成8年5月27日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成8年10月18日理事会で議決）

この定款は、平成8年10月18日から施行する。ただし、第26条の訪問看護ステーション旭川荘に係る改正規定は、岡山県知事の指定を受けた日から適用する。（岡山県知事の指定を受けた日：平成8年12月2日）

附 則（平成9年3月21日理事会で議決）

この定款は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月20日理事会で議決）

この定款は、平成9年5月20日から施行する。

附 則（平成10年3月20日理事会で議決）

この定款は、平成10年3月20日から施行する。ただし、第1条の改正規定は平成10年3月23日から、第4条及び第6条の改正規定は平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年5月28日理事会で議決）

この定款は、平成10年5月28日から施行する。

附 則（平成11年3月25日理事会で議決）

この定款は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成 11 年 5 月 26 日理事会で議決）

この定款は、平成 11 年 5 月 26 日から施行する。

附 則（平成 11 年 10 月 19 日理事会で議決）

この定款は、第 26 条（8）については、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

第 1 条及び第 26 条の（7）については、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 24 日理事会で議決）

この定款は、第 1 条については、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 29 日理事会で議決）

この定款は、平成 12 年 5 月 29 日から施行する。

附 則（平成 12 年 10 月 4 日付障第 698 号岡山県知事の職権による一部修正）

この定款中、第 9 条第 2 項、第 26 条第 1 項、第 28 条、第 43 条第 1 項については、岡山県知事の職権による修正を加え許可された。

附 則（平成 12 年 10 月 18 日理事会で議決）

この定款は、岡山県知事の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 26 日理事会で議決）

この定款は、岡山県知事の認可を受けた日から施行し、平成 13 年 3 月 26 日から適用する。

附 則（平成 13 年 5 月 23 日理事会で議決）

この定款は、岡山県知事の認可を受けた日から施行し、理事会の議決の日（平成 13 年 5 月 23 日）から適用する。

附 則（平成 13 年 10 月 16 日理事会で議決）

この定款は、岡山県知事の認可を受けた日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 25 日理事会で議決）

- 1 この定款は、岡山県知事の認可を受けた日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の第 5 条第 1 項第 2 号で増員した監事の任期については、第 11 条第 1 項但し書きの規定を適用する。

附 則（平成 14 年 5 月 20 日理事会で議決）

この定款は、岡山県知事の認可を受けた日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 10 月 22 日理事会で議決）

- 1 この定款は、岡山県知事の認可を受けた日から施行し、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。ただし、第 1 条第 1 項第 2 号ア、ウ、オ、ケ、コ、サの改正については、平成 15 年 4 月 1 日から、また第 30 条第 1 項第 6 号については、平成 14 年 5 月 7 日から適用する。
- 2 第 5 条及び第 16 条で増員した理事及び評議員の任期は、第 11 条第 1 項但し書き及び第 20 条第 1 項但し書きの規定を適用する。

附 則（平成 15 年 3 月 25 日理事会で議決）

この定款は、岡山県知事の認可を受けた日から施行し、平成 15 年 3 月 25 日から適用する。

附 則（平成 15 年 5 月 28 日理事会で議決）

この定款は、岡山県知事の認可を受けた日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 10 月 21 日理事会で議決）

1 この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成15年12月1日から適用する。但し、第1条第1項第2号ウのたかはし授産センター松風寮の変更については、岡山県知事の認可のあった日及び第1条第1項第2号シのうち旭竜グループホームの変更については、平成15年7月15日から、今在家グループホームについては、平成15年10月1日から適用する。

2 改正後の第5条及び第16条で増員になった理事及び評議員の任期は、平成17年4月23日までとする。

附 則（平成16年3月23日理事会で議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年5月25日理事会で議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行する。

附 則（平成16年10月5日理事会で議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し第1条第1項第2号シの変更については平成16年11月1日から、第30条第1項第9号及び第11号については平成16年10月1日から、第12号については平成17年1月1日から適用する。

附 則（平成17年3月25日理事会で議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成17年4月1日から適用する。ただし、第31条第1項第9号の変更は、岡山市の認可を受けた日、基本財産の変更については、平成17年1月1日から、適用する。

附 則（平成17年5月25日理事会で議決）

1 この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成17年5月25日から適用する。

2 変更後の第5条及び第16条で増員になった理事及び評議員の任期は、平成19年4月23日までとする。

附 則（平成17年10月6日理事会で議決）

1 この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成17年10月6日から適用する。

2 変更後の第1条第1項第2号は、平成17年11月1日から適用する。

附 則（平成18年3月15日理事会で議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、第31条第1項第13号は、平成18年3月15日から適用する。

附 則（平成18年5月23日理事会で議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、第31条第1項第9号の「、井原市立美星国保診療所」を加える改正規程は、平成18年6月1日から適用する。

附 則（平成18年10月18日理事会で議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 22 日理事会で議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 1 条第 1 号セの改正規定は平成 19 年 6 月 1 日から、第 3 1 条第 1 項に一号を加える改正規定は平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 5 月 30 日理事会で議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成 19 年 3 月 31 日から適用する。

附 則（平成 19 年 10 月 10 日理事会で議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行する。ただし、第 1 条及び第 3 1 条の改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 18 日理事会で議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 5 月 28 日理事会で議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行する。ただし、第 1 条第 2 号中サの改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日、第 1 条第 2 号（オ）及び（キ）の改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日理事会で議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日理事会議決）

この定款は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 22 日理事会議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 1 条第 2 号の改正規定は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日理事会議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 22 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 5 月 26 日理事会議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成 22 年 5 月 26 日から適用する。ただし、基本財産の改正を除く第 1 条の改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から、第 2 条の改正規定は、平成 22 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 10 月 13 日理事会議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成 22 年 11 月 1 日から適用する。ただし、基本財産に係る改正規定は、平成 22 年 10 月 13 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 17 日理事会議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。ただし、基本財産別表 2（建物）に係る改正規定中所属変更に係る規定は、平成 22 年

11月1日から適用する。

附 則（平成23年10月26日理事会議決）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成23年10月26日から適用する。ただし、第1条第2号の改正規定は平成24年2月1日から、第31条第8号の改正規定は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日理事会）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月23日理事会）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月21日理事会）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成25年4月24日から適用する。ただし、基本財産別表2（建物）の旭川児童院の改正規定は、平成26年3月21日から、同表愛育寮の改正規定は、平成25年4月1日から、同表のぞみ寮、わかくさ学園、わかば寮及びひかえで寮の改正規定は平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年5月28日理事会）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成25年5月28日から適用する。

附 則（平成26年3月20日理事会）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年10月27日理事会）

この定款は、平成26年10月27日から施行する。

附 則（平成27年3月19日理事会）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成27年3月19日から適用する。ただし、基本財産別表2（建物）の本部の改正規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年5月28日理事会）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成27年5月28日から適用する。

附 則（平成27年10月21日理事会）

この定款は、中国四国厚生局長の認可を受けた日から施行し、平成27年10月21日から適用する。

附 則（平成28年3月18日理事会）

この定款は、岡山県知事認可の日（平成28年7月7日付け、岡山県指令障第58号）から施行する。

附 則（平成28年5月27日理事会）

この定款は、岡山県知事認可の日（平成 28 年 8 月 8 日付け、岡山県指令障第 8 3 号）から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 19 日理事会）

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定は、岡山県知事認可の日（平成 29 年 1 月 13 日付け、岡山県指令障第 1 7 4 号）から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日理事会）

この定款は、岡山県知事認可の日（平成 29 年 5 月 22 日付け、岡山県指令障第 3 6 号）から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 27 日評議員会）

この定款は、岡山県知事認可の日（平成 29 年 12 月 6 日付け、岡山県指令障第 1 9 6 号）から施行する。